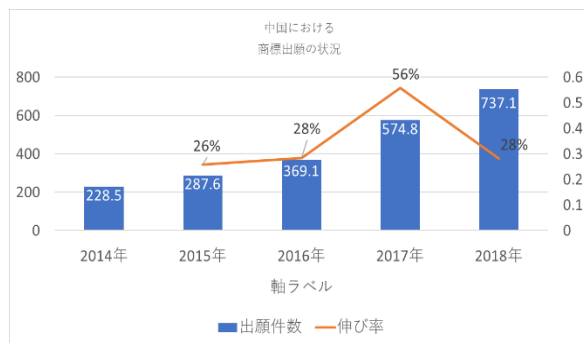


## 中国における商標の出願について

趙 万利

近年、中国では商標の出願件数が飛躍的に増加しており、毎年20～50%の増加率となっている。中国国家知識産権局の発表によれば、2018年に中国に出願された商標の件数は7,371万件となっており、このうちの500.7万件が商標局の登録に成功した。この状況の要因として、中国のハイテク産業への転換を指し「中国製造2025（メイド・イン・チャイナ2025）」を掲げ、同時に知的財産権の保護を推進していることが考えられます。また、商標局は商標申請の官庁手数料を半額に減らすことなど、出願のハードルを下げ、同時に知的財産権の保護を推進していることが考えられます。また、商標局は商標申請の官庁手数料を半額に減らすことなど、出願のハードルを下げ、同時に知的財産権の保護を推進していることが考えられます。

《中国における商標の出願状況について》  
(単位：万件)



(出展元：国家知識産権局 2018年全国省市県商標主要統計)

2018年に商標として出願された件数が最も多かった都市は広東省でした。そして、浙江省、北京市、江蘇省、上海市と続きます。この5都市によって、中国全土で申請された商標の約半数を占めます。また、これら5都市は経済が発展した沿岸部、ということもあり、経済の発展と知的財産権保護の認識の関連性について伺い知ることができそうです。

(単位：万件)

| 都市名 | 2018年 |
|-----|-------|
| 広東省 | 146.2 |
| 浙江省 | 68.5  |
| 北京市 | 58.0  |
| 江蘇省 | 48.4  |
| 上海市 | 40.8  |

(出展元：国家知識産権局 2018年全国省市県商標主要統計)

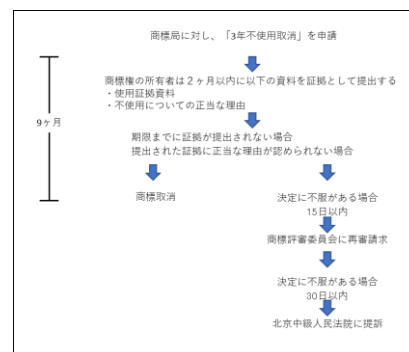
自社の商標が、知らないうちに第三者によって登録され、という事件にも増加していき、先日も中国で「小豆島」に関連した商標が申請され、日本メディアでも大きく取り上げられました。このようないくつかの事例から、第三者の出願による侵害のリスクに陥ってしまっている場合、第三者が出願する前に中国で当該商標を使用している第三者の登録を取り消すことができれば、第三者の登録を取り消すことができます。しかし、最終的な判決がでるのには最短でも一年以上の時間を費やすことになる可能性があります。

次に「3年不使用取消申請」についてお伝えします。

この制度は「継続して3年以上使用されていない商標に対し、誰でも商標局に取消を申し立てることができる」というものです。申請に当たり商標との利害関係は必要なく、第三者の誰が行うことができます。

この制度によって不使用取消請求の通知を受領した商標権の所有者は商標局に対し、2か月以内に使用証拠資料や不使用に関する正当な理由を提出することになります。期限内にこれら必要情報を証拠として提出できない場合、その商標は取り消されることになります。

不使用取消の決定に不服がある場合、取消決定通知を受け取ってから15日以内に商標審査委員会に再審査を請求します。さらに、同委員会の決定に不服がある場合、本件に関する通知を受け取ってから30日以内に北京中級人民法院に起訴をします。



【不使用取消請求を請求した際のフロー】

市場規模が大きい中国での商標登録の重要性はいうまでもありません。商標の登録を行うことで、中国において自社と異なるブランドを適切に保護することが可能となります。